

議案第 50 号

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 2 月 17 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市斎場の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条第 1 項中「市川市斎場」を「斎場において」に改め、同項第 3 号中「霊柩自動車」を「霊きゅう自動車」に改め、同条第 2 項を削る。

第 4 条第 1 項中「市川市斎場又は市川市斎場塩浜式場（以下これらを「市斎場」という。）」を「斎場」に改め、同条第 2 項第 1 号中「市斎場」を「斎場」に改め、同項第 2 号中「市斎場」を「斎場」に、「又は附属設備」を「、附属設備、器具等（以下「施設等」という。）」に改め、同項第 3 号中「第 6 条第 5 号」を「第 10 条第 5 号」に改め、同項第 4 号中「市斎場」を「斎場」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、使用の許可に際して、斎場の管理運営上必要な条件を付することができる。

第 5 条中「市斎場」を「斎場」に改める。

第 9 条を第 14 条とする。

第 8 条中「は、市斎場の施設、附属設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失した」を「又は利用者は、施設等を壊し、汚し、又は失わせた」に改め、同条ただし書中「特に」を削り、同条を第 13 条とする。

第 7 条中「前条第 5 号」を「第 10 条第 5 号」に改め、「又は千葉県行徳警察署長」を削り、同条を第 12 条とする。

第 6 条各号列記以外の部分中「市斎場」を「斎場」に改め、同条第 2 号中「市斎場の施設又は附属設備」を「施設等」に改め、同条第 6 号中「施設」を「斎場」に改め、同条を第 10 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(入場の制限等)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、斎場を利用するもの（以下「利用者」という。）に対し、入場を禁じ、又は退場を命ずることができる。

- (1) 利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用者が施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) その他斎場の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第 5 条の次に次の 4 条を加える。

(開場時間)

第 6 条 斎場の開場時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) 火葬場 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 式場 午前 9 時から午後 9 時まで

(休場日等)

第 7 条 斎場の休場日は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

- (1) 火葬場 1 月 1 日から同月 3 日まで及び友引の日
- (2) 式場 1 月 1 日から同月 3 日まで

2 斎場の開場日のうち友引の日においては、第3条に規定する事業のうち式場の提供に限り行うものとする。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、斎場の使用に当たり、特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 使用者は、斎場の使用を終了したときは、直ちに、斎場を原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、斎場を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項を削る改正規定及び第3条第2項を削る改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は同年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第7条第2項の規定により友引の日において提供する式場に係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、平成26年4月1日以前においても、改正後の第4条から第7条まで、第8条第1項及び第12条の規定の例により行うことができる。

(市川市使用料条例の一部改正)

3 市川市使用料条例(平成11年条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第4式場使用料の表中

「

斎 場	第 1 式 場	9,000円	18,000円
	第 2 式 場	3,000円	6,000円
	第 3 式 場	3,000円	6,000円

を

塩 浜 式 場	3,000円	6,000円
---------	--------	--------

」

「

第 1 式 場	9,000円	18,000円
第 2 式 場	3,000円	6,000円
第 3 式 場	3,000円	6,000円

に

」

改める。

(市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 前項の規定による改正後の市川市使用料条例別表第4の規定は、平成26年7月1日以後の斎場の使用に係る式場使用料であって、同日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前の斎場の使用に係る式場使用料及び同日前に使用の許可の申請があった斎場の使用に係る式場使用料については、なお従前の例による。

理 由

行徳地区において民間の式場が多数開設されたこと等を勘案し塩浜式場を廃止するとともに、友引の日を斎場の開場日とするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。